

13 環境省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案(関係府県等に係る規制の特例措置の番号)	求める措置の具体的内容	制度的理由	指置の分類	指置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	指置の分類の見直し	指置の内容の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェク ト名	提案 主体 番号	提案主 体名	都道府県	制度の所 管・関係府 省庁
1320010	狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第48条第2号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則 第59条	狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに次の掲げる事項とされている ① 狩猟について必要な適性 ② 狩猟について必要な技能 ③ 狩猟について必要な知識	鳥獣保護に係る規制の特例措置の番号	狩猟免許試験の実施項目における「狩猟について必要な技能」に係る課題の大部分は、銃器の安全な取扱についての項目であり、「銃器の安全な取扱」に関する許可を有している者については、既に「銃器の安全な取扱」はクリアしているところであり、当該技能試験のうち、銃器所持許可の検定と重複する課題を免除する。	捕獲の即戦力となり得る銃砲所持許可所持者に狩猟免許の取得を促していくために、銃砲の所持許可を得るうえで銃刀法に基づき実施された技能検定において銃器の基本操作については既に技能を確認されていることから、狩猟免許技能試験において重複することの課題についてのみ免除し、受験者の負担を軽減する。 なお、今まで免除するのは試験(検定)の実施視点にかかわらず「普通である銃器の安全な取扱」に関する項目であり、「銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を有している者」については、既に「銃器の安全な取扱」はクリアしているところであり、当該技能試験のうち、銃器所持許可の検定と重複する課題を免除する。	C	Ⅲ	銃器を用いた狩猟において、一般人を巻き込んだ死亡事故を含む重大事故の発生等が依然としてある実態に鑑み、安全な狩猟を実現する上で、銃器の基本操作に関する事項である「銃銃の点検・分解結合・保持及び携行」を始めとする一連の試験項目は狩猟免許を所持するに足る技術有するものであると判断するために確実に確認すべき基本的な項目であることから試験科目から除外することはできない。 出願した現場においては、常に「銃器のトラブル」により銃器の分解、「銃器の点検・分解結合・装填、射撃姿勢、脱包」の能力は実証済みであり、「銃器の点検・分解結合・装填」の操作を行う必要が生じる可能性がある。銃器の点検・分解結合・装填・脱包等の基本操作は、鳥獣保護法に基づいて野外で安全に銃器をする際の、基本的で極めて重要な技術であり、鳥獣保護法の視点に立つた検査項目である。 さらに、当該試験項目に要する時間や実施者の負担が多すぎるとは認められず、負担軽減にまでは考えられないことから、このような基本的で重要な項目を除外することは適当ではない。 なお、以上のように試験項目の除外は認められないものの、環自発第070323004号自然環境局野生生物課長通知において技術的助言がなされている技能試験要領が現行制度においても都道府県の裁量により実施されているところも踏まえ、試験時間の短縮について、配点、具体的な試験手法の変更をするなどの柔軟な運用によって可能である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	C	Ⅲ	銃器を用いた狩猟において、一般人を巻き込んだ死亡事故を含む重大事故の発生等が依然としてある実態に鑑み、安全な狩猟を実現する上で、銃器の基本操作に関する事項である「銃銃の点検・分解結合・保持及び携行」を始めとする一連の試験項目は狩猟免許を所持するに足る技術有するものであると判断するために確実に確認すべき基本的な項目であることから試験科目から除外することはできない。 出願した現場においては、常に「銃器のトラブル」により銃器の分解、「銃器の点検・分解結合・装填、射撃姿勢、脱包」の能力は実証済みであり、「銃器の点検・分解結合・装填」の操作を行う必要が生じる可能性がある。銃器の点検・分解結合・装填・脱包等の基本操作は、鳥獣保護法に基づいて野外で安全に銃器をする際の、基本的で極めて重要な技術であり、鳥獣保護法の視点に立つた検査項目である。 さらに、当該試験項目に要する時間や実施者の負担が多すぎるとは認められず、負担軽減にまでは考えられないことから、このような基本的で重要な項目を除外することは適当ではない。 なお、以上のように試験項目の除外は認められないものの、環自発第070323004号自然環境局野生生物課長通知において技術的助言がなされている技能試験要領が現行制度においても都道府県の裁量により実施されているところも踏まえ、試験時間の短縮について、配点、具体的な試験手法の変更をするなどの柔軟な運用によって可能である。	環境省課長通知により示された第1種狩猟免許試験における試験項目のうち、基本操作(銃器の点検・分解結合・装填、射撃姿勢、脱包)については、出願した現場を想定した試験科目から除外する必要がある。出願した現場においては、常に「銃器のトラブル」により銃器の分解、「銃器の点検・分解結合・装填」の操作を行う必要が生じる可能性がある。銃器の点検・分解結合・装填・脱包等の基本操作は、鳥獣保護法に基づいて野外で安全に銃器をする際の、基本的で極めて重要な技術であり、鳥獣保護法の視点に立つた検査項目である。 さらに、当該試験項目や待ち時間に要する時間等の実施者の負担が多すぎるとは認められず、負担軽減にまでは考えられないことから、このような基本的で重要な項目を除外することは適当ではない。 なお、環自発第070323004号自然環境局野生生物課長通知において技術的助言として試験項目における試験項目が示されているもの、試験時間や受験者の待ち時間の短縮については、都道府県の裁量において、各試験項目の時間配分等、具体的な試験手法の変更をするなどの柔軟な運用によって可能である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	1 0 3 0 0 7 0	兵庫県	兵庫県	環境省		
1320020	鳥獣保護区において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第11条第1項 第28条	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第11条第1項 第28条	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第11条第1項 第28条	鳥獣保護に係る規制の特例措置の番号	鳥獣の捕獲が禁止されている鳥獣保護区において、特定鳥獣(シカ、イノシシ)の個体数が増加して農林業被害を発生させている地域で、知事が指定した区域内においては、わなで捕獲する場合に限り狩猟期間中の有害鳥獣捕獲許可を要しないことな捕獲できる特例を設ける。 なお、他の鳥獣の個体数が増加して農林業被害が生じている区域を指定し、シカ及びイノシシの個体数管理を図ることができる。 なお、他の鳥獣の個体数が増加して農林業被害が生じている区域を指定し、シカ及びイノシシの個体数管理を図ることができる。 鳥獣保護区において、シカ及びイノシシ等による農林業被害が大きく、鳥獣保護区においても有害鳥獣捕獲や個体数調整の実施により捕獲を行っているが、許可捕獲では捕獲従事者の減少等により、十分な捕獲ができていない。農林業被害を早期に減少させるため、有害鳥獣捕獲のみでなく狩猟も含めた総合的な個体数減少に向けた取組が必要となっている。また、農林業被害の影響から鳥獣保護区の見直しの際には地元同意が難しい状況も生じている。	鳥獣保護区は、鳥獣の大規模な生息地における鳥獣相の保護、渡り鳥や希少動物の生息地の保護など、特に保護を図る必要があると認められる地域に指定しているものであり、鳥獣保護区内で狩猟を認めることについては、たとえ対象鳥類や猟法を限定するものであっても、狩猟者の自主的な捕獲行為により、当該保護区に生じる様々な鳥獣の生息環境の増損に繋がると考えられる。鳥獣保護区に指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがあることから、困難であると考えられる。 なお、現行制度においても、鳥獣保護区のかかる区域で農林水産業等の被害が生じている場合、鳥獣保護区における鳥獣の保護を図りつつ、当該鳥獣の適正な個体数調整の達成のために、区域、期間、方法等について適切に調整し、上乗せ許可を交付し、有害鳥獣捕獲を行うことが可能となっているので、兵庫県においても適正に運用されたい。	C	I	鳥獣保護区は、鳥獣の大規模な生息地における鳥獣相の保護、渡り鳥や希少動物の生息地の保護など、特に保護を図る必要があると認められる地域に指定しているものであり、鳥獣保護区内で狩猟を認めることについては、たとえ対象鳥類や猟法を限定するものであっても、狩猟者の自主的な捕獲行為により、当該保護区に生じる様々な鳥獣の生息環境の増損に繋がると考えられる。鳥獣保護区に指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがあることから、困難であると考えられる。 なお、現行制度においても、鳥獣保護区のかかる区域で農林水産業等の被害が生じている場合、鳥獣保護区における鳥獣の保護を図りつつ、当該鳥獣の適正な個体数調整の達成のために、区域、期間、方法等について適切に調整し、上乗せ許可を交付し、有害鳥獣捕獲を行うことが可能となっているので、兵庫県においても適正に運用されたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	C	I	鳥獣保護区は、鳥獣の大規模な生息地における鳥獣相の保護、渡り鳥や希少動物の生息地の保護など、特に保護を図る必要があると認められる地域に指定しているものであり、鳥獣保護区内で狩猟を認めることについては、たとえ対象鳥類や猟法を限定するものであっても、狩猟者の自主的な捕獲行為により、当該保護区に生じる様々な鳥獣の生息環境の増損に繋がると考えられる。鳥獣保護区に指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがあることから、困難であると考えられる。 なお、現行制度においても、鳥獣保護区のかかる区域で農林水産業等の被害が生じている場合、鳥獣保護区における鳥獣の保護を図りつつ、当該鳥獣の適正な個体数調整の達成のために、区域、期間、方法等について適切に調整し、上乗せ許可を交付し、有害鳥獣捕獲を行うことが可能となっているので、兵庫県においても適正に運用されたい。	本提案は鳥獣保護区内の鳥獣の保護を確保しつつ必要とする区域において、一般狩猟者が行うことのできる鳥獣の指定の目的に支障を及ぼすとは考えられない。有害鳥獣捕獲だけでは被害を抑制し、鳥獣保護区における鳥獣の生息環境の増損に繋がると考えられる。鳥獣保護区に指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがあることから、困難であると考えられる。 なお、環自発第070323004号自然環境局野生生物課長通知において技術的助言として試験項目における試験項目が示されているもの、試験時間や受験者の待ち時間の短縮については、都道府県の裁量において、各試験項目の時間配分等、具体的な試験手法の変更をするなどの柔軟な運用によって可能である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	1 0 3 0 3 0 8 0	兵庫県	兵庫県	環境省		
1320030	有害鳥獣捕獲活動において、夜間(日没後)から日出前まで銃による鳥獣の捕獲をできることとする	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第38条	日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲をできることとする	鳥獣保護に係る規制の特例措置の番号	シカによる農林業被害が著しい地域において、捕獲場所、射撃方法、射手の技能等の一定の要件を満たす場合に夜間においても銃器を使用してシカの捕獲を可能とする。これにより安全を確保しつつ効率的なシカの捕獲を進め、また平日でも捕獲隊員を確保することにより早期に農林業被害の減少を図る。 日出前及び日没後は、狩猟の対象となる野生鳥獣をはっきりと判別することが困難であり、銃の発射により人間に危害を生ずるおそれがあることから、鳥獣保護法第38条において、銃器を使用した鳥獣の捕獲が禁止されている。このため、人間の生命・身体・安全・安心を確保する観点から困難であると考えられる。 代替措置: 安全性を確保するため、次の要件を満たす場合に許可を行う。①安全に射撃できる場所(獲物の背後に安土を確保できる位置、又は上から地面に向けての射撃できる位置)・時間帯に対象動物を誘引できること、②予め設定した発砲位置から設定した射撃範囲への射撃であること、③指標者が指示したタイミングで発砲すること、④射手は研修等を受けた登録した者に限定。	安全性を確保するため、次の要件を満たす場合に許可を行う。①安全に射撃できる場所(獲物の背後に安土を確保できる位置、又は上から地面に向けての射撃できる位置)・時間帯に対象動物を誘引できること、②予め設定した発砲位置から設定した射撃範囲への射撃であること、③指標者が指示したタイミングで発砲すること、④射手は研修等を受けた登録した者に限定。	C	I	安全性を確保するため、次の要件を満たす場合に許可を行う。①安全に射撃できる場所(獲物の背後に安土を確保できる位置、又は上から地面に向けての射撃できる位置)・時間帯に対象動物を誘引できること、②予め設定した発砲位置から設定した射撃範囲への射撃であること、③指標者が指示したタイミングで発砲すること、④射手は研修等を受けた登録した者に限定。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	C	I	安全性を確保するため、次の要件を満たす場合に許可を行う。①安全に射撃できる場所(獲物の背後に安土を確保できる位置、又は上から地面に向けての射撃できる位置)・時間帯に対象動物を誘引できること、②予め設定した発砲位置から設定した射撃範囲への射撃であること、③指標者が指示したタイミングで発砲すること、④射手は研修等を受けた登録した者に限定。	捕獲場所、射撃方法、射手の技能等の一定の要件を満たした安全性を確保した夜間狩猟を行うための提案であり、問題点は具体的に示された。要件として①安全に射撃できる場所(獲物の背後に安土を確保できる位置、又は上から地面に向けての射撃できる位置)・時間帯に対象動物を誘引できること、②予め設定した発砲位置から設定した射撃範囲への射撃であること、③指標者が指示したタイミングで発砲すること、④射手は研修等を受けた登録した者に限定すること、⑤対象動物の判別は十分可能である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	1 0 3 0 0 9 0	兵庫県	兵庫県	環境省		
1320040	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園法第20条第3項及び自然公園法施行規則第11条第11項	風力発電施設については、平成16年2月に、「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」として審査基準に盛り込むべき事項について現在、自然公園法施行規則第11条第11項に「風力発電施設の新築、改築又は増築」として審査基準の明確化を図ったところである。	自然公園法第20条第3項及び自然公園法施行規則第11条第11項	国立公園内での風力発電施設設置については、景観・景観と調和すると認められる場合(山裾線に設置する場合を除く)、自然公園法の風力発電施設設置に関する規制の適用を除外する。 本県では、2010年度の温室効果ガス排出量を2000年度から6%削減することを目標として地球温暖化対策を進めており、その対策のひとつとして、風力発電の出力を現在の43000kWから2010年度までに10万kWまで増やす計画である。このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。 提案理由: 本年1月に、わが国は、気候変動枠組条約事務局に対し、2020年までに1990年比で25%の削減目標を提出しており、今後、再生可能エネルギーの導入促進は不可欠な状況である。その方策の一つである風力発電施設の設置について、自然公園区域であっても、風車のある風景をその土地の自然エネルギーを利用し地球温暖化防止に貢献する風景と捉え、自然公園法の風力発電施設に関する規制の適用を除外すべきである。	風力発電施設と風力発電施設との調和に対する当面の考えは、「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する考え方」とおり、地球温暖化防止の観点も踏まえても、大規模な風力発電施設は保全すべき自然環境に大きな影響を与える可能性があるため保全措置を講じる必要があること、審査基準に基づき具体的な計画に即して、個別に判断するものと考えている。 また、具体的な計画があれば、省省に相談されたい。	C	Ⅲ	風力発電施設と風力発電施設との調和に対する当面の考えは、「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する考え方」とおり、地球温暖化防止の観点も踏まえても、大規模な風力発電施設は保全すべき自然環境に大きな影響を与える可能性があるため保全措置を講じる必要があること、審査基準に基づき具体的な計画に即して、個別に判断するものと考えている。 また、具体的な計画があれば、省省に相談されたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	C	Ⅲ	「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」では、風力発電施設は一般に山裾線や海岸線、岬の上など、見通しの良い場所に立地するとともに、特に大規模な施設の場合、それ自身が風景の主対象となるなど、自然景観を一変させるため、国立・国定公園内においては保全すべき自然景観に大きな影響を与える可能性がある。自然エネルギーを生み出す風力発電施設のみならず、大規模な人工構造物という観点から一般的な自然景観といわれるスケールやテクニカルな要素は大きく関連しており、主要な展望地や利用ルートからの展望を妨げる、あるいは眺望対象に支障を与える等による悪影響を及ぼすおそれがあるとしている。また、野生動物への直接影響として、海外においては鳥類やウサギ類の繁殖への悪影響に関する報告が報告されているほか、採食地・繁殖地の喪失等を引き起こす可能性も指摘されている。 国民の財産である貴重な自然を有する国立・国定公園は、豊かな生物多様性を育み、観光立国を推進する上で重要な観光資源としても、その保全を図る必要がある。 これらのことから、自然公園内における風力発電施設については、審査基準に基づき具体的な計画に即して、個別に判断するものと考えている。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	1 0 3 0 3 0 0	兵庫県	兵庫県	環境省			
1320050	廃棄物処理施設(バイオマス変換施設)の設置		バイオマス変換施設は、下水汚泥を大量に扱う下水処理場内で、同じくバイオマス変換施設を併設する食品廃棄物を比較的小量扱う施設を設置する場合であっても、食品廃棄物処理施設としての『建築基準法』第51条等の手続きが必要となる場合がある。『建築基準法』第51条等の対象となる食品廃棄物処理施設に該当しないよう規制緩和を求めたい。		本市では、環境先進都市をめざす上で、バイオマスの利活用によるCO2の排出抑制や資源循環を推進する重要性に鑑み、既存の下水処理場の敷地等を活用し、バイオマス変換施設を設置し、大半が未利用となっている食品廃棄物や下水処理場で受け入れられている下水汚泥を発電や熱供給に利活用したいと考えている。 しかしながら、バイオマス変換施設の設置については、現在、廃棄物処理施設として『建築基準法』第51条の規定等に基づき手続きが必要となる場合があり、速やかな施設設置の妨げとなっているのが現状である。 そこで、以下の3点について規制緩和を求めたい。 ・一般廃棄物に分類される食品廃棄物については、バイオマス変換施設に限り、『建築基準法』第51条の対象規模である処理能力が5t以上を緩和し、より大規模なバイオマス変換施設であっても手続きが簡素化されるようにする。 ・既存の下水処理場のように、既に大規模にバイオマスを扱っている施設において、下水汚泥以外のバイオマスを扱う施設を追加する場合、下水処理場として都市計画決定していることを勘案して、新たな都市計画を決定することなく、バイオマス変換施設を設置できるようにする。	バイオマス変換施設は、下水汚泥を大量に扱う下水処理場内で、同じくバイオマス変換施設を併設する食品廃棄物を比較的小量扱う施設を設置する場合であっても、食品廃棄物処理施設としての『建築基準法』第51条等の手続きが必要となる場合がある。『建築基準法』第51条等の対象となる食品廃棄物処理施設に該当しないよう規制緩和を求めたい。	C	Ⅰ	バイオマス変換施設は、下水汚泥を大量に扱う下水処理場内で、同じくバイオマス変換施設を併設する食品廃棄物を比較的小量扱う施設を設置する場合であっても、食品廃棄物処理施設としての『建築基準法』第51条の規定等に基づき手続きが必要となる場合があり、速やかな施設設置の妨げとなっているのが現状である。 そこで、以下の3点について規制緩和を求めたい。 ・一般廃棄物に分類される食品廃棄物については、バイオマス変換施設に限り、『建築基準法』第51条の対象規模である処理能力が5t以上を緩和し、より大規模なバイオマス変換施設であっても手続きが簡素化されるようにする。 ・既存の下水処理場のように、既に大規模にバイオマスを扱っている施設において、下水汚泥以外のバイオマスを扱う施設を追加する場合、下水処理場として都市計画決定していることを勘案して、新たな都市計画を決定することなく、バイオマス変換施設を設置できるようにする。	一定規模以上のごみ処理施設、産業廃棄物処理施設等は、都市の中心部や人口密集地など重要な環境維持の観点から、都市内におけるこれらの施設の配置については都市計画上の観点から十分検討されたものでなくてはならない。そのため、建築基準法第51条において、その新築、増築にあたっては、都市計画決定又は都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可する手続きを要するものとする。 したがって、ごみ処理施設や産業廃棄物処理施設に分類される一定規模以上の食品廃棄物を処理する施設の建設やバイオマスを扱う施設を増築する場合に、周辺の市街地環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、設けられている手続きについて、緩和・簡素化等を行うことは適当でない。 また、下水処理場として都市計画決定を受けている区域については、下水処理場以外の建築基準法第51条対象施設を設ける場合には、都市計画に支障がないか否かの観点から都市計画決定又は都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可する手続きが必要である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	C	Ⅰ	一定規模以上のごみ処理施設、産業廃棄物処理施設等は、都市の中心部や人口密集地など重要な環境維持の観点から、都市内におけるこれらの施設の配置については都市計画上の観点から十分検討されたものでなくてはならない。そのため、建築基準法第51条において、その新築、増築にあたっては、都市計画決定又は都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可する手続きを要するものとする。 したがって、ごみ処理施設や産業廃棄物処理施設に分類される一定規模以上の食品廃棄物を処理する施設の建設やバイオマスを扱う施設を増築する場合に、周辺の市街地環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、設けられている手続きについて、緩和・簡素化等を行うことは適当でない。 また、下水処理場として都市計画決定を受けている区域については、下水処理場以外の建築基準法第51条対象施設を設ける場合には、都市計画に支障がないか否かの観点から都市計画決定又は都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可する手続きが必要である。	廃棄物処理施設(バイオマス変換施設)の設置	1 0 5 7 0 6 0	大阪府	大阪府	国土交通省 環境省		
1320060	エコポイント宝くじに特化した特別立法の措置		エコポイント宝くじに特化した特別立法の措置		①エコポイント宝くじ特別立法で地球温暖化を止めるCO2-25%削減は、日本が世界に対して約束したマニフェストである。よって世界共通の目的を達成するための大義名分のために立案、協議実行する基本となるものである。 ②エコポイント宝くじは経済活性化の活路となる近代産業が急進的に集約化する中において、ポイント宝くじは集約化が進んでいない。最大の理由は発注主体企業等がなるべく権利行使しない期限付きで失権する事にならない。現況の経済界においては新しい形態のイノベーションの実施こそ事業発展のキーポイントとも言われている。財源なき政府経済政策においては、現在又は将来において1000ポイント単位のクーポン又はネット上においての決済等を通じて経済流通上ポイント企業との関係であった。ゆえに各社の意向に沿うためにも立法化を図り、政府が求める地球温暖化防止および経済活性化を推進されたい。 ③現在政府が求めているものは、内需拡大の施策である現在実行中の予算の中のエコポイント部分統一化を計る事によって、全国民に対してシンプルで分かりやすく、新たな形態の経済方針が示された事となる。本事業の推進によって、企業社もエコポイントを発行する権限になると考えられる。いすれにしても、国民に対して、事と希望をコントロールする。感動・感動・スリルがロミで広がり、国民の中・ファッション的な経済思想を補えつづけることが最大のテーマであると思う。	エコポイント宝くじに特化した特別立法の措置	C	I	エコポイント宝くじに特化した特別立法の措置	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	C	I	エコポイント宝くじに特化した特別立法の措置	エコポイント宝くじ	1 0 5 8 0 1 0	福井県	福井県 国土交通省 環境省				